

## むつ市議会第201回定例会会議録 第3号

議事日程 第3号

平成21年9月11日(金曜日)午前10時開議

### 諸般の報告

#### 【議案上程、提案理由説明】

第1 議案第81号 工事請負契約について

(市立第三田名部小学校改築工事：建築工事)

第2 議案第82号 工事請負契約について

(市立第三田名部小学校改築工事：給排水衛生設備工事)

#### 【一般質問】

第3 一般質問(市政一般に対する質問)

(1) 25番 斉藤孝昭 議員

(2) 3番 新谷泰造 議員

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（27人）

1番	鎌田	ちよ子	2番	澤藤	一雄
3番	新谷	泰造	4番	目時	睦男
5番	工藤	孝夫	6番	横垣	成年
7番	野呂	泰喜	8番	川端	一義
9番	白井	二郎	10番	岡崎	健吾
11番	千賀	武由	12番	山本	留義
13番	馬場	重利	14番	佐々木	隆徳
15番	富岡	修	16番	菊池	広志
17番	半田	義秋	18番	高田	正俊
19番	山崎	隆一	20番	川端	澄男
21番	中村	正志	22番	村川	壽司
23番	浅利	竹二郎	24番	新谷	功夫
25番	斉藤	孝昭	26番	富岡	幸夫
27番	村中	徹也			

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長	宮下	順一郎	副市長	野戸谷	秀樹
教員	山本	文三	教育長	牧野	正藏
公営企業 管理業者	遠藤	雪夫	代 監査委員	小川	照久
農委 員	立花	順一	総務部長	新谷	加水
会管 総務 出納室	工藤	正明	企画部長	阿部	昇
企画 理事	近原	芳栄	民生部長	齋藤	秀人
保健 福祉 部長	鴨澤	信幸	経済部長	櫛引	恒久
建設部長	太田	信輝	選挙 管理 委員会 事務局長	大芦	清重

監事	齋藤純	育会局事務員	高田文	明
委員	藤	局長	田	
局長	齋		高	
局長	藤		田	
局長	藤		野	健
局長	純		山	二
局長	一		片	元
局長	尚		山	一
局長	一		本	伸
局長	一		山	益
局長	一		下	雄
局長	郎		布	恒
局長	郎		施	夫
局長	郎		安	哲
局長	了		藤	雄
局長	了		田	真
局長	剛		吉	
局長	剛		田	

事務局職員出席者

事務局長	工藤昌志	次長	澤谷松夫
総括主幹	柳田	主査	石田隆司
主事	井戸向秀明		

## 開議の宣告

午前10時00分 開議

○議長（村中徹也） ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は27人で定足数に達しております。

## 諸般の報告

○議長（村中徹也） 議事に入る前に諸般の報告を行います。

まず、けさほど市長から、今定例会に提出されております議案の一部に誤謬訂正がありましたので、お手元に配布しております。

次に、本日市長から、今定例会に議案2件を追加提案したい旨の申し入れがあり、先ほど開催した議会運営委員会で、本日この後上程することが決定されておりますので、ご報告申し上げます。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（村中徹也） 本日の会議は議事日程第3号により議事を進めます。

## 日程第1～日程第2 議案上程、提案理由説明

○議長（村中徹也） 日程第1 議案第81号 工事請負契約について及び日程第2 議案第82号 工事請負契約についてを一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

（宮下順一郎市長登壇）

○市長（宮下順一郎） おはようございます。ただいま追加上程されました議案第81号及び議案第82号の工事請負契約について、提案理由及び内容

の概要をご説明申し上げ、ご審議の参考に供したいと存じます。

これら2議案は、市立第三田名部小学校改築工事に係る建築工事及び給排水衛生設備工事について、それぞれ工事請負契約を締結するためのものであります。

以上をもちまして、追加上程されました2議案について、その大要を申し上げましたが、細部につきましては、議事の進行に伴いましてご質問により詳細ご説明申し上げます。

何とぞ慎重ご審議の上、原案どおり御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（村中徹也） これで提案理由の説明を終わります。

ただいま上程されました議案2件については、9月15日に質疑及び委員会付託を行いますので、ご了承願います。

## 日程第3 一般質問

○議長（村中徹也） 次は、日程第3 一般質問を行います。

質問の順序は、抽せんにより齊藤孝昭議員、新谷泰造議員、岡崎健吾議員、野呂泰喜議員、澤藤一雄議員、鎌田ちよ子議員、中村正志議員、目時睦男議員、工藤孝夫議員、浅利竹二郎議員、横垣成年議員、新谷功議員の順となっております。

本日は、齊藤孝昭議員、新谷泰造議員の一般質問を行います。

## 齊藤孝昭議員

○議長（村中徹也） まず、齊藤孝昭議員の登壇を求めます。25番齊藤孝昭議員。

（25番 齊藤孝昭議員登壇）

○25番（齊藤孝昭） おはようございます。むつ市

議会第201回定例会に当たり一般質問を行います。

6月に行われた第200回目の定例会では、議長より200回の節目となるあいさつがあり、新たな歴史のスタートを宣言したところであります。今回201回目の1番目に質問の機会を与えられたことが私に対する期待と何かの縁を自分勝手に評価しているところであります。

さて、今回の質問は、1、地方のあり方について、2、ふるさと納税について、3、電気料金の還元事業について、4、廃校になった学校施設の利活用についての4項目であります。

さて、8月30日に行われた第45回衆議院選挙では、政権交代をうたった民主党が圧勝し、政権政党となりました。その結果、中央政界では民主党主導による政治、地方議会では自民党支持の政治といった中央と地方のねじれが生じており、今後地方行政を円滑に進めるためにはどのような考え方や行動を示したらよいのか、皆悩んでいるのが正直なところだと思います。

そこで、民主党が掲げるマニフェストの中で地方政治に特に重要と感じる項目がありますので、お聞きいたします。それは、国から地方へのひもつき補助金を廃止し、基本的に地方が自由に使える一括交付金として交付する、そして一括交付金化により効率的に財源を活用できるようになるとともに、補助金申請が不要になるため、補助金にかかわる経費と人件費が削減になるという内容であります。つまり今までは地方分権とは名ばかりで、さまざまな事業を行う予算について国からの札つきと言われる制約があり、地域の実情によって異なるさまざまな事由に対応することがやりにくかったこと、項目によって自主財源として一括交付されないため、国が決めた内容に倣い、その目的に合わなければ交付されない、しかも補助金には国と地方自治体に補助率が発生し、補助金を受けるたびに一般財源から繰り出しし、財政面が

ら思い切った政策への取り組みがしにくかったのが本音だと思います。

そこで、民主党が掲げるマニフェストが実行に移されたとして、地方行政は予算の執行について住民ニーズを正確にとらえ、政策決定していかなければなりません。加えて執行した後の失敗は許されない重要な責任を負うことになるかと予想されます。特に提案する市長及び理事者、それを審査する議会と議員、さらに行政で働く職員は、かなりの提案能力と地域住民に対し幅広い視野が必要となると思います。ただ、実際の新政権はまだ発足していませんが、政府が民主党にかわったことによる地方行政に与える影響について、政局全般でも構いませんので、市長のご所見をお伺いいたします。

次は、ふるさと納税についてであります。平成20年度決算では、ふるさと納税による寄附が127万円と報告されました。納税された方々には深く感謝申し上げます、今後も継続していただくことをお願いいたします。

そこで、ふるさと納税制度による寄附金をふやすための施策を検討、または実施しているのかお聞きいたします。この制度が導入されるときにも質問いたしましたが、市では寄附金はむつ市長期総合計画の将来像「人と自然が輝く やすらぎと活力の大地 陸奥の国」の実現のため各種事業に活用させていただきますとしています。これでは大ざっぱ過ぎてよくわかりません。この際、より多くの方からご寄附をしていただくためにも、寄附金の活用方法を具体的に示すべきと考えますが、ご所見をお伺いいたします。

次は、電気料金の還元事業についてであります。ご存じのとおり、電気料金の還元事業の正式名称は電源立地地域対策交付金の中の給付金交付助成事業とあって、一般家庭や個別事業者などに対し、電気料金の実質的な割引措置を行う事業をいま

す。むつ市では、長年財政再建のため、それを個別に給付することなく市に一括給付されています。私は、電源の立地地点に住む住民にとって、目に見える施策として早急に実施するよう再三にわたりお願いしていましたが、一括給付により市の事業に活用することは否定しません。本来一般家庭などへ返還すべき性質のものを先延ばしにすることがいかなものかと考え、この質問に至っております。そこで、電気料金の還元事業を実施するために必要な条件とは何か、そして実施に当たってのめどをお示しください。

最後は、廃校になった学校施設の利活用についてであります。少子化により学校の統廃合が急激に進み、それによって廃校になった施設の活用をどうしたらよいのか、各地方自治体が苦慮していることは言うまでもありません。廃校に該当した地域では、学校が培った歴史と伝統を後世にどう伝えたらよいのか、思いをどのように残したらいいのか、頭を悩ませているのが現状にあります。そこで、地域の要望などを聞き、それに基づいた利用計画または撤去計画を示すべきと思いますが、いかがでしょうか。場合によっては、売却や無償譲渡も検討すべきだと思います。どちらにしても、将来の見通しの考えを示すべきと思いますが、市長並びに教育委員会委員長のご所見をお伺いいたします。

以上、壇上よりの質問を終わります。

○議長（村中徹也） 市長。

（宮下順一郎市長登壇）

○市長（宮下順一郎） 斉藤孝昭議員の地方のあり方についてのご質問にお答えいたします。

去る8月30日に行われた第45回衆議院議員総選挙は、民主党が308議席を獲得し、戦後初めて野党第一党が選挙で過半数をとったことにより、政権交代が確定しましたが、まさしく我が国にも二大政党政治の幕あけが到来したものと受けとめ

ているところであります。

民主党政権にかわったことにより、地方政治にどのような影響が考えられるのかとのことですが、まだ政権が発足しておらず、具体的な政策内容が確認できないことから、現段階では同党のマニフェスト等を参考として地方行政との関連について考察しているところであります。

マニフェストは、地域主権の確立がうたわれており、地域を再生させる政策として、地方でできることは地方に移譲することや、ひもつきの補助金を廃止し、地方の自主財源に転換すること等により地方の裁量権を拡大し、地方を元気にするという政策がありますが、地域主権を確立し、基礎自治体を重視するという政治姿勢であり、私としても期待をするものであります。

しかし、斉藤議員のご発言にもありましたように、ますます地方自治体の政策決定能力等の行政手腕が問われることにもなるため、地方としても相当の気構えを持った対応が求められることになると思われます。これまで培ってきた行政経験を踏まえつつ、新たな目線も加え、行政ニーズを的確にとらえるとともに、政策立案能力のさらなる研さんに取り組んでまいらなければならないと考えております。

一方で、報道等にありますように、マニフェストに掲げた政策を実現する財源確保のため、今年度補正予算の一部凍結、公共事業の見直しをしていること等については、現実に動き出している事業や、今後の計画に影響を及ぼすことはないのかとの懸念を抱いていることも事実であります。地方においては、医療、雇用対策、社会的インフラ、とりわけ道路ネットワークの整備等々、大都市圏とは異なった深刻な課題を数多く抱えております。新政権には、このことを十分認識され、各種政策において基礎自治体の意見が反映されることを強く望むものであります。

いずれにいたしましても、新政権には一日も早く国民生活の安定や地域経済の活性化施策等の着実な推進に取り組まれることを念願しつつ、今後の政策を注視してまいりたいと考えているところであります。

次に、ふるさと納税に関するご質問の1点目、ふるさと納税制度による寄附金をふやすための施策についてのお尋ねであります。昨年度から始まったこのふるさと納税制度によるむつ市への寄附は、本年3月までに8件、合計127万円、また今年度に入りましてからも3件、20万5,000円のご寄附がありました。これらのご厚意に対しまして、厚く御礼申し上げる次第であります。

青森県内では、青森県分も含め、昨年度は4,500万円余りの寄附があったとのことですが、むつ市は県内40自治体の中では件数で14番目、金額では13番目の数字となっております。このふるさと納税に対しては、それぞれの自治体において取り組み方はさまざまですが、まずこの制度を知ってもらうこと、そしてむつ市の魅力を十分に伝えることによって、むつ市を応援しようとする気持ちをわき立たせることが肝要と考えております。市においては、今年度においてもリーフレットを作成し、学校の同窓会開催の際に配布してもらうなどのほか、7月下旬に東京で行われた元気むつ市応援隊設立会議の場においても、参加していただいた方にこのリーフレットを配布し、PRを行っておりますが、今後においては物産展なども含め、いろいろな機会をとらえて、私が先頭になってむつ市の魅力をPRしながら、ふるさと納税への協力をお願いしてまいりたいと考えております。

青森県においては、インターネットを活用したクレジット収納などの新しい試みも行われておりますが、このクレジット収納については現在北海道、東北地方の自治体では青森県のほか数団体で

行っているということであります。むつ市においては、今のところ検討しておりませんが、インターネット等の活用という部分については、その可能性を探ってまいりたいと考えております。

次に、寄附金の活用方法を具体的に示すべきではないかとお尋ねであります。ふるさと納税の寄附金は文字どおり税金としての意味合いが強いものであり、税収の一部として取り扱うことが基本と考えておりますが、使用目的の明示ということにつきましては、市内部の当初の議論にもありました。制度立ち上げから1年が経過したこともあり、PR方法やお礼品の扱い方、寄附金の使い道等に係る県内他市の取り組み状況や、これまでの議員からのご提言、寄附者からのコメント等を踏まえ、今後加味すべきファクターについて来年度に向けて種々吟味、検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、電気料金の還元事業についてのご質問にお答えいたします。電気料金の還元事業を実施するために必要な条件とは何か、また還元実施のめどを示すべきとのご質問についてであります。電源立地地域対策交付金の原子力発電施設等周辺地域交付金相当部分の活用につきましては、斉藤議員ご承知のとおり、むつ地区において平成16年度に一般家庭に全額、事業所には2分の1の電気料還元を行っております。平成17年度以降は、三位一体の改革や大間原子力発電所の工事着工のおくれ等により、合併後の財政状況が非常に厳しい見通しとなったことから、主に施設の維持管理費等のソフト事業に活用し、市民サービスの後退に留意しながら、財政再建に向けて努力してきたところであります。

今定例会に提出しております赤字解消計画においても、財源対策としてソフト事業に充当し、その活用を図ることとする一方、職員の退職者一部不補充等による人件費の削減や物件費等の内部経

費の節減に努めながら、平成23年度には累積赤字を解消できる見通しとなっております。

電気料金還元のための条件についてであります。私といたしましては、現在のむつ市における厳しい経済及び雇用情勢をかんがみますと、中間貯蔵施設を誘致したことによるメリットを最大限市民の皆様にご広く享受していただきたいという思いはありますものの、今後の財政状況において中間貯蔵施設に係る交付金の見通し及び新税の創設等による自主財源の確保、政権交代による今後の地方財政に対する国の対応等未確定な要因があることから、これらの状況や一部事務組合等を含めたむつ市全体の財政状況を見きわめる必要があり、電気料金還元を行っても安定した財政運営が確保できるということが条件であろうと考えております。その際には、電気料還元を含めた交付金の用途及び電気料還元を実施する時期について改めて議員各位にご協議申し上げたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

4点目の廃校になった学校施設の利活用につきましては、教育委員会より答弁いたします。

○議長（村中徹也） 教育長。

（牧野正蔵教育長登壇）

○教育長（牧野正蔵） 齊藤議員のご質問にお答えいたします。

現在閉校となっている学校は16校ありますが、そのほとんどが木造の小規模校でありまして、建築してから相当の年月が経過し、老朽化が進んでいることから、教育委員会といたしましては、最終的には解体撤去をしたいと考えております。しかし、解体撤去には多額の経費を要することから、現在優先的に進めております学校の耐震改修あるいは老朽化した学校の改築計画を着実に実施しながら、撤去計画を市長部局と協議してまいりたいと考えております。

閉校した学校施設のほとんどは、解体撤去する

予定としておりますが、現在再利用可能な建物については、地域の要望を聞きながら、利用できるものについては利用していただき、そのほかのものにつきましては、公民館、教材保管、文化財保管等の施設として利用しているほか、比較的新しい桧川小学校につきましては、教育研修施設として利用していく所存であります。

また、現在の第三田名部小学校の解体撤去後の敷地につきましては、市長部局への移管となりますので、市長部局のもとで売却等の利用計画が進められることになるものと思われまますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（村中徹也） 25番。

○25番（齊藤孝昭） 再質問は順番が不同となりますので、ご了承願います。

まず最初に、ふるさと納税についてでありますけれども、市長の答弁はよくわかりました。ただ、平成20年度寄附された127万円は何に使われたのかというのが、やはり寄附した側にも興味があることでありまして、わかる範囲の中でいいですが、127万円はどのように使われたのかお知らせください。

○議長（村中徹也） 企画部長。

○企画部長（阿部 昇） お答えをいたします。

お答えになるかどうか。一般財源としての現行の対応でございますので、予算書等で議員もお気づきだと思いますが、特定財源ということではございませんので、そのあかしという意味では明示することは不可能でございます。ただ、これから今定例会で決算が認定されますと、今後決算の公表という手順がございますので、市政だより等とその辺の総額とか件数とか、そういったもので実績を表記するというにとどまることは、これはやむを得ないところでございますけれども、議員おっしゃる特定目的化ということの関連で申しますと、厳密に言えば、基金化を図らなければ文



字どおり特定財源ということでは形は出てこないわけでございます。したがって、その辺も含めまして、先ほど市長が申しましたように、種々検討していくという大きなテーマとしてとらえておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（村中徹也） 25番。

○25番（斉藤孝昭） それで、その基金化というのは可能なのでしょうか。

○議長（村中徹也） 企画部長。

○企画部長（阿部 昇） 可能という意味では可能でございます。現状の既存の寄附で似つかわしいものがあります。ありますが、寄附は特定目的のために条例で設置しているものでございますので、基金というのは、そういう意味では現状の既存のもので似つかわしい名称のものがありますが、それぞれ特定目的という意味においてわけが違いますので、新たにつくるといふことのほうが公算が大だろうと思います。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 25番。

○25番（斉藤孝昭） なので、ふるさと納税の寄附の項目を分けたほうがいい、詳細にしたほうがいい。例えば福祉のために使うのだとか、ちょっとそれでも大ざっぱですけれども、スポーツ振興のために使うのだとかというふうな項目を分けて、今むつ市がやられている何にでも一般財源として使うのだというふうなやつは、その他に入れても別に差し支えないと思うのです。それをやってほしいというお願いをしたのですけれども、先ほどの市長の答弁では検討するというふうなことでしたので、ぜひやってほしいと思います。

加えて、基金として積み立てできて、目標達成のために積み立てできるというふうになると、例えば今定例会の決算でもいろいろ話題になりましたが、市民体育館をつくるために基金で半分賄うのだというふうな目的をつくって寄附をお願いす

るとか、あとこれは私結構まめにお願いしているのですが、全国大会とか地方の大会に行くときの児童・生徒の遠征費の補助にするのだとか、まだいっぱいあります、陸上競技場に照明をつけるために寄附をお願いしたいのだと、その分の半分をふるさと納税で賄うのだと、目的は幾らだというのも、もしできるのであればやったほうがいいと思います、いかがでしょうか。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） それらもひっくるめまして、今後しっかりと検討して、ただいま斉藤議員からご提言というふうに承りました。これらもあわせて来年度に向けて吟味、検討していきたいというふうなことでございます。ご提言として承っておきたいと、このように思います。

○議長（村中徹也） 25番。

○25番（斉藤孝昭） ふるさと納税について、最後になりますが、市長を初め理事者の皆さん、例えばむつ市以外に住んでいる知人、友人、または親戚の方にふるさと納税をお願いしたいという話をしたことありますか。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 積極的にではありませんけれども、機会があればお話ししております。その結果、さまざまな昨年127万円でしたか、そういう形になったものというふうな思いでございますので、これは積極的にお話をしていかなければいけないと、このように認識はしています。しかしながら、一方、余りにも広く呼びかけるというふうなことは、こちらからもまた出ていくという、そういうふうな部分もありますので、そのバランスをしっかりと考えた中での発言はしていかなければ、またお話をしていかなければいけないだろうと、こんな思いでございます。

○議長（村中徹也） 25番。

○25番（斉藤孝昭） むつ市が魅力あるまちだとい

うことになる、多分むつ市に住んでいる人は他に納税しないと思います。それを確立しながらむつ市に寄附をしてほしいと、納税してほしいというふうな呼びかけを、ぜひ市長を初め理事者の皆さん、職員の皆さんも積極的にやってほしいと思います。私は、もう常に友達に言っています。

では、電気料金の還元事業について、何点が質問させていただきます。市長は、さまざまな財政的な面がクリアできたらというふうなお話をしておりましたが、まずはやる気があるのかなのか、それを先にお聞きいたします。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 平成16年度に実施しました。やる気があるかどうかというふうなことは、先ほどお話ししましたように、電気料還元を行っても安定した財政運営が確保できるというふうな判断がなされた段階でやる気があるという、やりたいという気持ちを述べたところであります。

○議長（村中徹也） 25番。

○25番（齊藤孝昭） となると、財政的な面ということは、いろいろクリアしなければならない点があると思いますが、経費の節減やら、先ほども市長言っていましたけれども、新しい税をつくったりとかということで、安定的な財政確保ができることやってもいいのだというふうなことでありますが、私は全額国から来る給付事業を全部やるということだけでなく、段階的な方法もあるのではないかとこのように思っています、例えば商店以外、一般家庭にのみ先にやるということもできるわけですね。それを段階的に順番に少しずつやっていくというふうな考えもありだと思っておりますけれども、その点についてはどのように思いますか。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 電気料還元を行ったらどの程度の財政に影響が出てくるのかというふうなことをしっかりと見きわめなければいけないと、こ

んな思いでございますので、ただいま、例えば事業者は別としても、先に家庭に還元すべき、段階的というふうなこともこれから試算をしていかなければいけませんし、しかしながら安定した財政運営ということが大前提になるというふうなところでご理解をいただければなと、このように思います。

○議長（村中徹也） 25番。

○25番（齊藤孝昭） しつこいようですけれども、壇上でも言いましたけれども、電源立地地点に住む住民にとっては、本当に電気料金の還元事業が目に見えて肌で感じる一番わかりやすい事業なのです。物を建てたり制度を充実させるというよりも、やはり年に1回、11月になりますけれども、一般家庭で9,980円、電源の立地地点に住む恩恵なのだというのが肌で感じる事業でありますので、ぜひ積極的にできるだけ早くやってもらうように市長にはお願いしたいと思っております。

次に、廃校になった学校施設の利活用についてでありますけれども、教育長は計画的にいろんな話を聞きながら進めるというふうなことを言っておりましたが、その計画をぜひ公表してほしい。これもどこで、いつ、どうなるのかというのが全然わからなくて、やはりその地域の人だけでなく、市全体でどういうふうな進め方になるのかというのも当然知りたい部分でありますので、その計画を公表してほしいので、公表できるのかできないのか、お願いします。

○議長（村中徹也） 教育長。

○教育長（牧野正藏） 先ほど壇上からも申し上げましたが、廃校に伴って空き校舎となった学校が16校と、こう申し上げたところでございます。使用頻度といいましょうか、濃淡がございますけれども、例えば今は休館の措置をとっておりますけれども、公民館として利用していたのが4校、それから町内会では5校、教材、資料等の保管が

3校、文化財保管が2校、体育館使用が1校、研修施設として1校ということで、大方何らかの形で一応現在も地域の要望に従って使用しているところでございます。

ただ、合併前にももう既に空き校舎になっている学校も7校ほどございまして、それを引きますと相当の年数がたっている学校もございまして、あるいはまた合併してから廃校、空き校舎になったのもあるわけでございますけれども、いずれにいたしましても老朽化が進行しておりまして、私も心配していますのは、強風によってトタン屋根が飛んで近隣に迷惑をかけるような二次的なものにならないかなというふうなことで冷や冷やしている部分もあるわけでございます。そういうことで、老朽化の激しいものから、こういう財政的に厳しい折ですけれども、やはりやっていかなければいけないのかなというふうな気持ちでありますので、できれば毎年1校ぐらいの形でのペースで進められたらいいかなと、こんなふうに思っています。やはり今具体的にあそこの学校をしますというのではなくて、地域の要望等々を十分勘案しながら進めてまいりたいと、こんなふうに思っています。もしも可能であれば公表するということになるように思っております。

○議長（村中徹也） 25番。

○25番（斉藤孝昭） ぜひお願いします。結構廃校になった学校が目立つようになってきていますし、例えば災害時の避難所として使えるのかとか、公園として利用できるのかとかという調査も含めて、大変な作業量になるかもしれませんが、やはりいろんな方面からいろんな意見を聞きながら、ぜひ活用できるようにお願いしたいと思います。

最後になりますけれども、壇上で一番先に聞きました、政権が民主党にかわったら地方がどうなるかということでありますが、まず市長は今回の選挙、自民党の特定の候補を応援して取り組みま

した。特定の候補がどうのこうのではなくて、今後市長の政治スタンス、政権がかわったこと、先ほど壇上では二大政党というふうな話を市長はしていましたが、これからまたしょっちゅうかわる場面ももしかすればあるかもわからないのです。そういうのを考えて、今後市長は政治スタンスをどのようにとっていくのか、お聞かせください。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） ただいま斉藤議員のお話のとおり、先般の衆議院選挙の際は特定の候補を応援し、街頭にも立たせていただきました。その際さまざま、るる街頭演説でも、また個人演説会でもお話をさせていただきました。しかしながら、これはやはり当時の、そのときの政権与党であります自民党の候補でありますし、またこれまでこの自治体もほとんどの自治体が、その自民党政権、自公政権というものに対しての認識を強く持って、そこのラインをさまざまな形で使わせていただいて、国、そしてまたさまざまな形の中での要望活動を展開してきたわけでございます。その部分でさまざまな地方交付税、また特別交付税、そういうふうなものでご支援をいただいていたわけでございますので、その部分に対してのしっかりとした対応をしなければいけないというふうな思いで、その場に臨んだわけでございます。

それはひとえにむつ市発展のためにというふうな思いでございます。また、今この8月30日から政権が、これから16日ですか、新総理大臣が決まり、そしてその政策の内容が明らかにされるわけでございますけれども、選挙の終わった段階では私はノーサイドというふうな思いであります。これは新たに政権がかわり、青森県2区、自民党の前職が勝利をし、そしてまた相手の民主党の候補が比例区で当選をしたと。つまり私にとりましては、地元の国会議員がお二人になったというふうな思いで、これは非常に大きな力になるものだと、

このように私は理解をしております。その意味からして、お二人の国会議員、さまざまな場面でご協力、ご支援をいただきながら、むつ市発展のために取り組む必要があると、このように思うところであります。

これまでは、一元一次方程式だったと思います。しかしながら、これからは二元一次方程式なのか、また二元一次連立方程式なのか、そういうふうな方程式をしっかりと、これを回答を求めていかなければいけないだろうし、その回答はすなわちむつ市の発展だというふうな、むつ市民、そしてまた下北の住民の生活向上、福祉向上のために、その方程式を解いていかなければいけないと、こんな思いで取り組んでいきたいと、このように思うところであります。

○議長（村中徹也） 25番。

○25番（齊藤孝昭） 市長におかれましては、やはり個別の政党または候補者に偏ることなく、ぜひこれからは市民のために市民党として活動していただきたいというのが私の願いであります。政権が交代しても交代しなくても、むつ市民のためにいろんな働きをするのだというふうな思いをぜひ前面に出して、市長の職を遂行していただければいいと思いますが、市民党という観点から市長はどのようなふうを感じるのか、一言最後お願いしたいと思います。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 市民党であるべきというふうなご発言、まさしく私は現在どこの政党の党員でもございません。2年数カ月前にご支持をいただいた党はございました。そのときは、やはりその形の中で進みましたけれども、この行政のトップとしては市民党、つまり市民目線というふうなことでの発展をしていかなければいけないと。ですから私は、常に市民目線で、職員にも市民目線で、私自身も市民目線で行政を進めていくべきだ

というふうなことでありますので、例えばおでかけ市長室だとか市長への手紙だとか、こういうふうなもので積極的に市民の皆様方のご意見を拝聴する場面、これからも一生懸命これは設定してつくっていったって、市民の皆様方がどのようなご意見を持っているのかというふうなことで行政を進めていかなければならないと。まさしく市民党の行政を進めていかなければいけないと。そこには、お二人の国会議員が今現に存在するわけですので、その部分で、ややもすればこの現在の政権をとりました党は、かつては都会型の政党であるというふうなことがかなり言われました。しかしながら、今回のマニフェストを拝見いたしますと、地域主権とか、そういう地方に目が向けられるであろうというふうなことが非常に期待される部分が多うございますので、それらもしっかりと我々学びながら、そしてまた全国市長会等々で地域の声を大きくして取り組まなければいけないと、こんな思いであります。その意味からして、10月の下旬にはむつ市で東北市長会が開催されますので、それらさまざまな部分で地域に対する政策、これらを訴え要望をしていかなければいけないし、市長会として取り組んでいかなければいけない。それはそれとして、基本的には市民目線での行政を進めていくということには相変わりませんので、その部分でご理解をいただきたいと、このように思います。

○議長（村中徹也） これで、齊藤孝昭議員の質問を終わります。

午前10時50分まで暫時休憩いたします。

午前10時41分 休憩

午前10時50分 再開

○議長（村中徹也） 休憩前に引き続き会議を開きます。

## 新谷泰造議員

○議長（村中徹也） 次は、新谷泰造議員の登壇を求めます。3番新谷泰造議員。

（3番 新谷泰造議員登壇）

○3番（新谷泰造） 民主党の新谷泰造です。むつ市議会第201回定例会に当たり、通告の順に従い質問をいたします。

去る8月30日、衆議院議員選挙で勝利した民主党鳩山由紀夫代表は、希望を見出せる社会をつくり上げたいと決意を表明しました。私は思う。むつ市も公平公正でガラス張りの市政運営により、子供にも高齢者にも障害者にも優しく、思いやり、友愛のある市政を実現し、希望の見出せる社会をつくらなければならないと。ところが、むつ市は今年度から高齢者の福祉サービスを低下させ、高齢者の自立を妨げています。果たして希望を見出せる社会と言えるのか。さらに、高齢者の福祉サービスをないがしろにすることは、人の命をないがしろにし、粗末にする市政になり下がる危険すらあるのです。

さて、昨今の新聞報道によれば、青森県も戦後最悪という景気と100年に1度の金融危機に直面し、完全失業率は過去最悪の5.7%、しかも青森県の有効求人倍率は0.27倍、全国最下位となっております。中でもむつ市の有効求人倍率は0.26倍と、さらに下回っております。むつ市の現状を見れば、平成20年度では改善の兆しが見られるものの、むつ市には平成19年度末時点で長期債務の合計額は701億円、また隠れ赤字33億円を加算すると、実質的な累積赤字は54億円、実質赤字比率は32%で、かの夕張市と同様財政再建団体に該当するものであります。そして、むつ市の財政は電源立地地域対策交付金の動向、下北医療センターに対する負担金、脇野沢地区における廃棄物処理経費6億2,000万円、さらに歳入の7割以上が国や

県の交付金、補助金に依存しなければならない弱い財源であり、綱渡りの財政運営の中でぎりぎりまで経費を節減しているところであります。市民の生活が第一、財政再建を優先させ、財政健全化し、市民の福祉を充実すべきであるという立場から質問いたします。

市長の政治姿勢について質問いたします。まず、情報公開について。平成21年7月2日の新聞のコラムに、むつ市の匿名の寄附について、夫婦の会話とジャーナリストの意見が載っていました。「妻「あなた、この4億円どうしたの」、夫「あるところがくれたんだよ。資源ゴミの回収場所提供に協力してくれたからって」、妻「人に言えないようなお金じゃないよね」、夫「大丈夫。この間も匿名で5億円もらったけど問題なかったし...」、妻「名乗れないのは後ろめたい事情でもあるのかしら」 むつ市は今年3月と6月、巨額の寄附を受け取った。関係者によると、寄附したのは同市に使用済み核燃料中間貯蔵施設を計画している事業者やその親会社だという。しかし、市長は匿名希望を理由に、個人か団体かすらも公表しなかった。「むつ市への巨額寄附に対して釈然としない思いが残るのは、寄附採納時に用途が事実上決定しており、申し出側と受領側の用意周到さが漂うからだ。寄附が特定事業進展のための“潤滑油”だとしたら、純粋な寄附と呼べないだろう。市長は市の財布に入る金の出所を、市民が疑念を抱くことのないように、きちんと説明すべきではないか」というジャーナリストの意見について、情報公開を重視する市長のご所見をお伺いいたします。

次に、地域の活性化について。平成21年8月23日の新聞報道によると、市長は下北文化会館で行われた青森県第2区の自民党候補の応援演説で、「ある政党が300議席を超えると報道されている。果たしてそれでいいのか。自公政権も300を超えて

いるが、ねじれた国会で考えさせる時間があつた。しかし、某政党が勢いで300を超えると、歯どめのきかない都市型政権ができる。地方のことに目を向けない政策が展開される危険がある」と発言しておりますが、事実でしょうか。事実だとすれば、ある政党とは民主党のことだと思われまふ。思うに、民主党は国民生活が第一、地方のことは地方に任せると、地方分権の趣旨から地方に目を向けたからこそ勝利したと思うところだ。そこでお尋ねします。市長の某政党が勢いで300を超えると歯どめのきかない都市型政権ができる、地方のことに目を向けない政策が展開される危険があるとの発言はどのような根拠に基づくものか、具体的に説明をお願いいたします。

次に、人事の適正、公平について。まず、さきの6月定例会で市長は、下北自然の家への市長の親族の方の再就職の継続的雇用の理由について、教育委員会から下北自然の家の運営を軌道に乗せるには、もう一度引き続き支援をいただきたい旨の要請があつたこと、下北自然の家を平成20年度に青森県から無償譲渡を受ける以前から施設の存続とその受け皿づくりに奔走していた直接の担当者であること、決して市長の選挙に親族として一生懸命協力したことが継続的雇用の理由でないことを答弁いたしました。

そこでお尋ねします。第1に、下北自然の家の運営で軌道に乗っていないとは具体的にどのようなことなのか。

第2に、どのようになれば軌道に乗ったことになるのか。

第3に、施設の存続とその受け皿づくりに奔走したことが市長の親族の方の職務にどのように役立っているのか。例えば定額給付金の担当者が定額給付金の給付が終わるまで6カ月間だけ継続雇用するというような場合であれば納得できると思うところですが、説明をお願いいたします。

次に、さきの定例会の私の一般質問の、市長の情報公開を徹底する公平な市政運営をすると主張する立場からは、むつ市の退職者の実質上の天下りと思われるような人事や下北自然の家のような市長の親族の方だけが雇用されるような不適切な不公平な人事が指定管理者の中で行われた場合には、むつ市は当然公表して指導関与すべきであるというところでありまふという質問に対し、市長は、むつ市の退職者の指定管理者への再就職であります、これまでのところ、むつ市の退職者が雇用されたことによる弊害は何ら聞き及んでいないところでありまふし、問題もないものと認識しております、そういう意味では、指定管理を受けた団体や法人への再就職は議員ご指摘の国家公務員が特殊法人へ天下りすることとは趣旨の異なるところであると答弁しております。

そこでお尋ねいたします。第1に、現在むつ市の有効求人倍率は全国最下位の青森県の0.27倍よりもさらに低い0.26倍です。すなわち、4人の失業者に1人分の求人よりないのです。そして、むつ市の市役所の退職者はむつ市の中小企業の退職者と比べ多額の退職金をもらい、年金額も高額であります。そこで、失業して生活に困窮している失業者のためにも指定管理者への雇用分は一般市民に開放し、雇用の改善に努めるものと思うところでありまふ。市長のご所見をお伺いいたします。

第2に、市長の親族の方が指定管理者に勤務しているという市民の声がありますが、市長は把握しているのでしょうか、説明をお願いいたします。

第3に、私は指定管理者にはむつ市から合計3億5,000万円もの多額の税金が指定管理料として支払われ、その中に人件費も含まれているので、指定管理施設は国の特殊法人と同様むつ市の関連施設であると思うところでありまふ。これに対して市長は、指定管理を受けた団体や法人への再就職は、議員ご指摘の国家公務員が特殊法人へ天下

りすることとは趣旨の異なるものでありますと答弁しております。

そこでお尋ねします。むつ市役所の退職者が指定管理施設に再就職することと、国家公務員が特殊法人へ天下りすることとどのように趣旨が異なるのか、説明をお願いいたします。

次に、財政再建について。新聞報道によると、2013年度にはむつ総合病院の黒字が15億円になるとされているが、15億円の黒字の見通しとむつ市負担金の関係について、簡単明瞭に具体的に説明をお願いいたします。

さきの6月定例会で私の使用済燃料中間貯蔵施設の着工延期が赤字解消計画に与える影響について具体的な数字で示していただきたいという質問に対し市長は、交付金の具体的影響についてお答えを差し控えさせていただきますという答弁しております。さきの定例会から3カ月もたったことですので、情報公開を重視する市長の立場から、赤字解消計画に対する着工延期による交付金の影響を具体的数字で示していただきたい。説明をお願いいたします。

次に、指定管理者制度について質問いたします。まず、ウェルネスパークの指定管理についてであります。さきの定例会で理事者は、ウェルネスパークの指定管理料1億1,500万円の事業内容、自主事業の内容について答弁しております。

そこでお尋ねします。第1に、指定管理料1億1,500万円の中にはエアロピクス、水中ウォーキング、トレーニングジムなどの自主事業に関する施設管理費、運営費も含まれていると理解せざるを得ないのですが、含まれていると理解してよろしいのでしょうか。

第2に、指定管理料1億1,500万円の中の人件費と自主事業の人件費1,458万円とはどのように違うのでしょうか。

第3に、会員会費収入等の3,880万円から自主

事業の人件費1,458万円を支払っているだけではないですか。

第4に、自主事業に対し、指定管理者の企業は幾ら投資しているのでしょうか。一銭も投資していないのではないですか。

第5に、会員会費収入等を得ている3,880万円の事業部分を単に自主事業として認め、指定管理者の企業に1,370万円の取得を認めているのではないですか。

第6に、指定管理者の企業努力とは具体的に何を意味するのでしょうか。

第7に、自主事業の収支差し引き黒字が2,000万円から1,370万円に減額させた理由は何か。簡単明瞭に説明をお願いいたします。

次に、陸上競技場等のむつ地区体育施設の指定管理状況について、赤字であるという市民の声があります。赤字はあるのか。あるとすれば、赤字額は幾らか。簡単明瞭に説明をお願いいたします。

次に、福祉の充実について質問いたします。まず、高齢者の福祉について。高齢者が高齢者を介護するいわゆる老老介護で殺人や心中が社会問題となっております。高齢者に介護が必要な状態になれば、高齢者や家族の生活が破壊され、さらに介護が必要となり、生活が困窮する場合があります。

そこでお尋ねします。第1に、むつ市に要介護世帯はどのくらいあるのか。

第2に、そのうち老老介護はどのくらいあるのか。

第3に、老老介護の支援はどのようになされたのか。簡単明瞭に説明をお願いいたします。

次に、障害者の福祉について。平成22年4月1日から知的障害者更生施設しもきた療育園を民間移譲する予定になっておりますが、障害者一般の自立支援はどのようになされているのか、簡単明瞭に説明をお願いいたします。

次に、本庁舎の今後の管理について質問いたします。まず、去る9月1日の新庁舎内覧会に参加し、新庁舎内部を見学してまいりました。庁舎が広いのか、庁舎の天井が低く感じられ圧迫感がありました。また、新しい建材の鼻を突くような強いにおいが残っております。

そこでお尋ねします。長時間いる職員の健康に影響はないのか、対策は大丈夫なのか説明をお願いいたします。

また、高齢者の方が「こんなに広いと迷うな」と言っておりました。広くて迷う可能性がある高齢者の方などに対する庁舎の案内はどのようになされるのか、説明をお願いいたします。

次に、新庁舎の維持管理費は見積もり予算の範囲でおさまるのか、簡単明瞭に説明をお願いいたします。

次に、廃棄物行政について質問いたします。まず、資源ごみの回収方法が複雑になっていますが、回収方法の周知は行き届いているのか、回収はスムーズに行われているのか、簡単明瞭に説明をお願いいたします。

次に、脇野沢地区の廃棄物不法投棄について。第1に、不法投棄される廃棄物の処理計画の進捗状況はどのようになっているのか、簡単明瞭に説明をお願いいたします。

第2に、ダイオキシンの濃度軽減策としてEM菌活性液の散布の効果はどのようであったのか、説明をお願いいたします。

第3に、不法投棄関係者の刑事的、道義的、政治的、社会的責任について。さきの6月定例会で市長は、不法投棄を含む旧村有地と隣接する共有地の境界が決まらない筆界未定地として処理されていると答弁しております。したがって、不法投棄者の旧脇野沢村長らには他人の土地であっても構わないという未必の故意が認められるのであります。

また、さきの6月定例会で市長は、不動産侵奪罪についてであります。ここで侵奪とは最高裁では不法領得の意思をもって不動産に対する他人の占有を排除し、これを自己または第三者の占有に移すことと定義しており、これを踏まえて不動産侵奪罪は不動産に対する窃盗行為を罰するもので、相手方の意に反して強制的に不動産を自己の占有に移すことが成立要件となるものと認識しておりますと答弁しております。

そこでお尋ねします。私は不法投棄者の旧脇野沢村長らには不法領得の意思があるものと思いますが、市長は不法行為者の旧脇野沢村長らに不法領得の意思はないという見解なのでしょうか、説明をお願いいたします。

次に、さきの6月定例会で市長は、不法投棄の理由について、旧脇野沢村長らは不法投棄行為の違法性を認識していながら、市として廃棄物の処理に要する経費を軽減するため不法投棄を繰り返したという趣旨の答弁をしております。また、さきの3月定例会で市長は、時効の成立がなかったとした場合には、当然旧脇野沢村長その他関係者らは刑罰の対象になることは明白であります。本来廃棄物の処理について指導すべき立場にある行政が不法投棄という法を逸脱した行為により多額の税金を投入せざるを得ない状況を招いているわけでありまして、結果的に被害者は市民の皆様となってしまうことを考えますと、改めて強い憤りの念を禁じ得ませんと答弁し、さらに6月定例会では、旧脇野沢村長は当時の村議会の議決を得ていないと答弁しております。

以上の事実から、不法投棄者の旧脇野沢村長の行為は何らかの責任をとってけじめをつけなければならぬほど違法性が高いものと思うところであります。そして、旧脇野沢村長、企業らの不法投棄という法を逸脱した行為により多額の税金を負担させられる、被害者たる市民の中には一般市



民が不法投棄した場合と同様、旧脇野沢村長、企業の不法投棄関係者に不法投棄処理費の6億2,000万円を負担させるべきであり、市民の血税を使用すべきでないという声があります。そこで、むつ市は旧脇野沢村長、企業らの不法投棄関係者に対し、道義上及び社会責任を迫り、損害賠償の支払いを公表し、少しでも廃棄物処理費6億2,000万円の損害を回収すべきものと思うところでもあります。市長のご所見をお伺いいたします。

最後に、道路整備について質問いたします。公衆の用に供される公衆用の砂利道の私道を日常利用されて困っている方に、道路整備の方法について、私道整備補助金交付制度のことを説明いたしましたところ、整備に係る多額の費用について、「年金暮らしなので捻出は無理である。自分は障害者でデイサービスに通っているが、送迎の車が行き帰り大きく揺れ、大変な思いをしている。どうかして舗装できないものか。市役所をお願いしても年2回砂利を敷くだけだ。舗装できるような新しい制度を新設できないものか」ということでした。そこで市長にお尋ねします。公衆の用に供されている公衆用の私道の舗装整備について、私道整備補助金交付制度よりさらに進んだ制度を新設する予定はないのか、説明をお願いいたします。

以上、壇上からの質問といたします。

○議長（村中徹也） 市長。

（宮下順一郎市長登壇）

○市長（宮下順一郎） まず、新谷泰造議員のご質問にお答えする前にお断りしておきたいと存じます。

新谷泰造議員は、6項目に及ぶ質問を文書によって項目のみ通告されておりましたが、各担当部長からの再三のお願いにもかかわらず、事前ヒアリングを拒否され、その質問内容についてはご説明をいただけませんでした。私どもは、常日ごろ

市民の皆様に対する責任のうえからも、議会においては互いに尊重し合い、真摯な態度で真剣な議論を行うべきであると考えているところでありますが、今般の事前通告制がなきに等しいご対応では、私どもも十分な説明責任が果たせないところであります。したがって、答弁はあくまでも文書をもって通告を受けました項目について、それぞれ基本的な取り組み姿勢を述べるにとどめさせていただきます。ご質問とかみ合わないことになろうかと思いますが、これは1つに、情報公開のお話がございましたけれども、新谷泰造議員がその部分について情報を私どもにお示しがされなかったと、拒否をされたというふうなことに起因するものでありますので、その部分は十分ご理解をさせていただきたいと、このように思います。

それでは、順次質問項目に沿って、基本的な取り組み姿勢を申し述べてみたいと思います。

まず、市長の政治姿勢についての第1点目、情報公開についてであります。情報公開につきましては、市民の公文書の開示を求める権利を明らかにするとともに、情報公開の総合的な推進に関し必要事項を定めることにより市民の市政参加を促進し、市政に対する市民の理解と信頼を深めるとともに、効率的な行政運営による開かれた市政の実現を図ることを目的とした情報公開条例を定めて運用しているところでありますので、今後ともこれまでどおり制度の趣旨にのっとり適正に実施してまいります。

次に、ご質問の2点目、地域の活性化についてであります。国の臨時経済対策等により、中央においては業績によっては幾分明るい兆しが見え始めた観もありますが、ここ下北半島地域におきましては、依然として厳しい経済状況が続いている現状にあります。このような状況の中にあっても、新たな半世紀へ向けた礎を確たるものにするためにむつ市のうまいは日本一事業及びそれを後

方支援いただく元気むつ市応援隊の結成など、市の基幹産業である第1次産業の振興に力を傾注するとともに、昨年の下北・むつ市経済産業会議でのご意見、ご提言を糧としてまとめ上げた市の対応策を実行に移すべく種々取り組んでいるところであり、これらを足がかりとして雇用の創出、地域の活性化という命題に今後とも鋭意努めてまいります。

次に、ご質問の3点目、人事の適正、公平についてであります。これまでそのような努めてまいっておりますし、今後とも鋭意そのように努めてまいります。

次に、ご質問の4点目、財政再建についてであります。今後小・中学校の耐震整備事業、下北医療センターの川内、大畑及び脇野沢地区の3診療所に係る不良債務解消に要する負担金、脇野沢地区におけるごみ撤去経費等財政需要が見込まれる中で、赤字解消計画でお示ししておりますように、退職者の一部不補充による人件費の削減、物件費等内部管理経費の節減、電源立地地域対策交付金のソフト事業への充当等堅実な財政運営を推進することにより、これまでの計画どおり平成23年度決算において赤字解消が達成できる見通しとなっております。今後とも一部事務組合を含めたむつ市全体の財政健全化に向け、引き続き努力してまいりたいと考えております。

次に、指定管理者制度についての1点目、ウェルネスパークの指定管理についてお答えいたします。ウェルネスパークにつきましては、本年度から平成25年度までの5カ年にわたる指定を行ったところでありまして、現在のところ、利用者数は前年度と同数で推移しております。管理運営が適正に実施されているものと考えております。

次に、陸上競技場等の指定管理についてお答えいたします。陸上競技場等の体育施設については、平成20年度から平成22年度までの3カ年にわたる

指定を行ったところであり、平成20年度の状況を見ますと、スキー場については暖冬少雪の影響を受け、前年度と比較しリフト利用人員に減少が見られたものの、他の体育施設は利用者が増加しており、管理運営が適正に実施されているものと考えております。

次に、福祉の充実についての1点目、高齢者の福祉についてであります。高齢化社会の進展により老人人口の増加が著しく、ひとり暮らしや寝たきり、認知症など介護を必要とする高齢者もふえ続けております。このような状況のもとで、介護を必要とする高齢者を社会全体で支え合い、総合的なサービスを安心して受けられる仕組みとして介護保険制度が平成12年4月に創設され、市では介護保険制度の円滑な運営を図るとともに、高齢者が元気で健やかに暮らせるよう、また可能な限り住みなれた地域社会で自立し、安全で快適な生活を営めるようさまざまな福祉サービスを実施しておりますので、これまで同様高齢者福祉の充実に努めてまいります。

次に、ご質問の2点目、障害者の福祉についてであります。平成18年4月の障害者自立支援法の施行により、障害の種別が一元化され、どの障害の人も共通のサービスを地域において受けられるようになりました。福祉サービスは障害のある人の障害程度等を踏まえ個別に支給決定が行える障害福祉サービスと市町村の創意工夫により利用者の方々の状況に応じて柔軟に実施できる地域生活支援事業となっており、制度の趣旨にのっとり障害者福祉の充実に努めてまいります。

次に、本庁舎移転の今後の管理についてであります。おかげさまで新庁舎が無事完成いたしましたので、現庁舎については予定どおり来年度に解体することとし、再活用する方針としております。北庁舎、東庁舎及び南庁舎につきましては、新庁舎の開放エリアと並行して活用方法を検討して

まいります。また、新庁舎の管理につきましては、当然ながら適正な管理を期してまいります。

次に、廃棄物行政についての1点目、資源ごみの回収についてであります。本年4月からごみ収集体制の見直しを行ったことにより、むつ地区では資源ごみによる新しい収集方法が加わり、当初戸惑い等が見受けられておりましたが、徐々に改善され、見直し後のルールが浸透し始めているものと感じております。

次に、脇野沢地区の廃棄物不法投棄についてあります。脇野沢地区の廃棄物不法投棄につきましては、今年度の一般会計当初予算に対策工に係る実施設計業務委託料を計上しておりますので、この実施設計の結果を踏まえて廃棄物の撤去作業に着手していきたいと考えております。また、期間につきましては、財政状況を勘案しながら進めることとなりますので、ご理解賜りたいと存じます。

次に、私道の整備についてのご質問にお答えいたします。私道も市民にとって重要な道路であることから、市では市道と同様、冬期間の除雪、年2回程度の砂利道補修を行ってきております。また、さらに生活環境の向上を図りたい場合にも配慮し、むつ市私道整備補助金交付要綱を平成4年に制定し、町内会等が自力で行う私道の整備を支援しております。市道等の整備が思うように進んでいない中、また利用度、緊急度を勘案した場合、今後とも市道整備が優先されなければならないものと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

改めて申し上げます。先ほど新谷泰造議員からかなりの数の詳細にわたってのご質問をいただきました。しかしながら、全くこの部分につきましてはヒアリングを受けていただけませんでした。我々は、誠意を尽くしたつもりでございましたけれども、そのことに関しましてヒ

アリングが全く拒否をされ、その質問内容、具体的な内容についてはヒアリングをできなかった、つまりその結果このように、今初めて新谷泰造議員の壇上でのご質問を聞いて、全くかみ合わない答弁になったというふうなことはご理解いただけるものと、このように思います。私も情報公開に努めておりますけれども、新谷泰造議員もその部分におきまして、議会の運営上、これは議会の問題でありますけれども、私ども当方としての誠意ある答弁をできるだけするためには、その情報を公開していただいてヒアリングに応じていただければ、ご満足のできるご回答ができたものではないかと、このように思いますので、何とぞご理解のほどをお願いいたします。

○議長（村中徹也） 3番。

○3番（新谷泰造） 非常に残念でございますが、ご理解できませんと答えておきます。

まず、前回まで市長は、通告外については自席に戻って誠意を持ってお答えしますという態度だったのですけれども、今の場合でも、全然その範囲の中で、無関係なことであつたら、市長の答弁ももっともだと思いますけれども、私は当選以来、これに関連する事項をずっとやってきているわけです。今市長の答弁というのは、私の前の回答の中にある内容がほとんどでございます。

それで、まず政治姿勢のこと、時間は十分ありますので、第1に、要するに第1点からいきますけれども、いわゆるジャーナリストの、この項目については私も何度も質問しておりますし、市長の立場もある程度理解しておりますし、ただこういうコラムがありましたもので、市長の態度も変わるのかという形で質問しただけでありまして、これはもう見れば、市長のことというか、すぐ回答できるのではないですか。

（「再質問すればいい」の声あり）

○3番（新谷泰造） 簡単に言いますと、結局一言

で言いますと、要するに匿名の寄附をやめて、お金の出どころをはっきり市民に説明したほうがよいのではないですかということです。それについてご答弁を願えませんかでしょうか。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 前回の議会の折に、事前に通告をいただいた部分以外についても自席に戻ってから受け答えをさせていただくと言っているのではないかというふうなただいまお話がございました。これは、先ほど申し上げましたように、議会ではできるだけ議員の発言を私は尊重し、私自身も議会で育てていただいたというふうな、議会のルールは新谷泰造議員も十分熟知をしていると思いますけれども、私も議会の中で12年近く育てていただきました。議会運営というふうなことも十分私は熟知しておりますし、その後どういふふうな形に変化しているのかは、ちょっと存じ上げないわけですが、私の経験した中では、やはりこれは事前通告と、通告制というものを採用しておりまして、そしてヒアリングを受けてかみ合うような議論をしていただきたいというふうな、能率的な議会運営を当時私議会運営委員会としても、私自身のです、そういうふうな経験しておりますので、まずそれを話させていただきます。

これは、やはりその意味からして、議員の発言を尊重して、誠実かつ真摯な対応、そしてしっかりとかみ合うような議論をこの本会議場でしたいというふうなことでありまして、このことについては議長のお許しを得たうえでの私の裁量権の中での発言でありまして、決して事前通告制度を今新谷泰造議員、うちには事前通告制はないに等しいのではないかというふうなことからのご発言だと思いますけれども、決して事前通告制を逸脱もしくは無視をする意図も全くないものであります。それを逆手にとるようなご発言、事前通告し

ないものまで答弁をもらえるというふうなご判断、解釈は私はいかがなものであるかと、このように考えるところであります。

通告外、ヒアリングのすべて答弁するというふうなことを意味しているのではなく、これは議長の許可のもと、そして私自身の市長としての裁量のもとで、わかる範囲での答弁であり、その誠意を前回示したというふうなことでありますけれども、その誠意のある発言を逆手にとった発言だと、私はこういうふうに思います。まさしくこの部分については、ご発言いかがなものであるかと、このように思います。これがまず1つ目でございます。

地方紙のコラム、私今手元に持っておりません。どのような発言であるか、今ちょっと記憶をあれします。何かそういうふうなコラムが書かれてあったなというふうな記憶はありますけれども、その部分において、このコラムについては、それは地方紙のコラムの書く方がそのように思ったものであって、私はその部分についてコメントをする立場にはございません。その匿名の部分、これは匿名の希望があったわけでございますので、匿名にさせていただいているということで、それ以上でもないし、それ以下でもないというふうなことでございます。

○議長（村中徹也） 3番。

○3番（新谷泰造） 私もずっと信頼を維持するためにやってきて、私は今議会において緊張感を持ったほうがいいのではないかという形で通告をした後、詳細な聞き取りについては拒否したわけですが、それについては今後検討させていただきたいと思っておりますけれども。

それで、次に、これは政治家として歯どめのきかない都市型政権ができる、地方のことに目をかけない政策展開される危険性があると。これは、もう聞いたら、おれはこう考えたとすぐ出るので

はないですか。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） そのような個人演説会で発言したことは、私は記憶はございます。

○議長（村中徹也） 3番。

○3番（新谷泰造） その根拠については、説明願えないのですか。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 根拠というのは、私の政治の考え方から、そういうふうな発言に至ったところでございます。

○議長（村中徹也） 3番。

○3番（新谷泰造） その考え方は、情報公開の立場から示していただけないのですか。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） これが情報公開なのかというふうなことに当たるのかどうかはわかりませんが、私はこれまで学生時代から政治学を学び、そしてまた政治というふうなものは、政治歴は短うございますけれども、政治学を学び、そしてさまざまな場面で政治活動にタッチをし、そういうふうな総合的な中で思考を積み重ねていった発言の内容でございます。

○議長（村中徹也） 3番。

○3番（新谷泰造） いや、私は大体市長の回答を予想して、こう回答するのではないかと思っていたのですけれども、すなわち民主党は公共事業を削減するから地方は疲弊するのではないかという答弁ではないかなと思いましたが、それはもうこれで、次に移ります。

人事の件の再雇用については、これはいいですから。

では、一番の問題のウェルネスパークの管理についてちょっと説明させていただきます、こちらの。私は今、本来は前の理事者の説明を、最初の原稿は、指定管理制度についての質問を前に理事

者の答弁をやって、それでこの再質問をやると思ったのですけれども、何しろ時間がないと思ったものですから、それを削減したのですけれども、まだ20分くらい時間あるので、そこから質問の仕方をちょっと変えさせていただきます。

まず、前回の、さきの定例会で理事者は、「ウェルネスパークの指定管理料1億1,500万円の業務内容についてであります。体育スポーツ並びに健康及び体力の増進のための施設の提供に関する事、体育スポーツ及びレクリエーションの指導研修に関する事、施設の使用許可及び使用料の徴収に関する事、施設設備、備品等の維持管理に関する事、施設の利用促進にかかわる事業及び広報に関する事、その他市が必要と認める施設の管理に関する事とあります。業務の内容といたしましては、使用許可事務受け付け、施設設備機器の維持管理、トレーニングジムなどの機器使用指導、プール監視、環境整備などが挙げられます。施設の維持管理費の内容は、管理運営に係る人件費のほか、光熱水費、消耗品費、1件30万円以下の修繕費、有資格者による設備機器の保守点検費、運営管理のための施設賠償保険などがあります」と答弁しております。次に理事者は、「自主事業の内容についてであります。エアロビクスや水中ウォーキングなど、1つのセット、組み合わせになっておりますので、個々別々の種目ごとの収支については算定しておりませんので、ご理解を賜りたいと存じます。自主事業の全体の収支で申し上げますと、平成19年度決算ベースでは、会員会費収入等で3,880万6,000円、人件費は1,458万3,000円、事務費として29万7,000円、その他営業費として844万8,000円、消費税が185万1,000円であり、収支差し引き1,370万7,000円の黒字との報告がなされております」と答弁しております。

そこで、先ほどの質問、実質上はこれは再質問

なのですけれども、前の答弁に対する、理事者に対する。そこで私はお尋ねしますという先ほどの質問になるのです。それで、1つは、要するに管理費の1億1,500万円の中にエアロビクスや水中ウォーキング、トレーニングジムなどの自主事業に関する施設管理費、運用費も含まれると理解せざるを得ないのですが、含まれていると理解してよるしいのでしょうかという質問です、第1点は。

○議長(村中徹也) 市長。

○市長(宮下順一郎) 教育委員会のほうでも大変と困っているものではないかなと、このように思います。

まず、緊張を持ってと先ほどお話をなさいましたけれども、私どもこの答弁をする側は、本当にこの一般質問、この部分については大変な緊張を持って、ヒアリングを受けて、さまざまな担当、部、課、協議を重ねて、そして私のところに来て、その日私がヒアリングを受け、その文書、さまざまな答弁、この部分においては新谷泰造議員、非常に積極的に市政発展のために尽くしておられるから、この部分は少しもうちょっと踏み込んだ答弁をしようとか、そういうふうなさまざまな部分での配慮をし、そしてこの場に臨んでいるわけでございます。決して緊張感を我々は持っていないというふうなことではございません。

私、きょう実は新谷泰造議員から何が質問出てくるのかということで、朝早く起きて、ちょっと胃が痛いもので、胃薬まで飲まなければいけない、そういうふうな状況、それほどの緊張感を持って私たちは今答弁に臨んでいるわけでございます。その部分において、緊張感がなきに等しいようなご発言は、私はまさしくいかなるものであるかと、このように思います。

さらに、時間が無いというふうなお話がありました。先般は、なるほど時間がなくて再質問ができなかったように記憶しておりますけれども、

その部分はやはり多岐にわたり細かい数字を挙げられてご質問なさるわけでございますので、私どもやはりその部分においては、しっかりとした数字を述べなければいけない、これが行政のあるべき姿であるわけです。そしてまた、こういうふうな公の場所で数字をお話をさせていただきますと、その数字が確定してくるというふうなことになるわけでございます。その意味からして、慎重にこれは答弁をしていかなければいけない。こういうふうな思いで緊張感を持って我々はこの席に着いているわけでございます。再質問というふうな部分、議会のルールとしてこれが前回の形の中で再質問ができなかったから、今ここで再質問をすると。それならば、先ほど壇上でも話をさせていただきましたように、前回できなかった部分について再質問をしたいというふうな部分、そしてヒアリングに応じていただければ、もっともっと私どもは新谷泰造議員が満足できるようなご回答ができるのではないかなと。満足できるかできないかは、それは別でございますけれども、もっとかみ合った議論ができるのではないかなと、このように思います。

教育委員会のほうとしても、今そのような形で細かい数字も、かなり具体的な詳細にわたる数字が今ご提示されたわけでありましてけれども、答弁のほうも非常にその部分では困っていると思えます。私もその部分においては、同じ市の行政を預かる者として、この部分については余りにも今の時点で、全くヒアリングを受けない、拒否をされた中で、そのような細かい数字までお話をされて、これはどうなのと言われても、なかなかご答弁ができる体制に今なっていないということは十分ご理解をいただけるものと、このように思えます。

○議長(村中徹也) 新谷泰造議員に申し上げます。一般質問の形をなしております。議場の品格、

秩序を著しく乱すおそれがございます。あなたの論法は、前回と同じ質問だからわかるだろうという論法なのですね。それをヒアリングしなかった。ヒアリングは自己責任でございます。このままでいきますと、一般質問の形をなしませんので、品格、秩序を乱さない一般質問のルールに乗って発言してください。よろしいですか。

(「はい」の声あり)

○議長(村中徹也) 3番。

○3番(新谷泰造) 何か誤解されているみたいなのですけども、私が先ほど述べたのは、前回の定例会で理事者が述べたことを前提にしているだけなのです。

○議長(村中徹也) だれに言っているのですか、質問しているのですか。一般質問ですか。

○3番(新谷泰造) 議長、済みません。いや、議長、ちょっとお待ちください。市長のほうにもう一度。

誤解されているみたいなのですけども、今私先ほど読んだところは、私のほうの出した資料ではなくて、前回理事者のほうが説明した答弁なのです。それをもとにして私は、ではこの資料を読むと、こういう理解ができるのだけれども……

○議長(村中徹也) 新谷泰造議員、発言をやめてください。議場が騒がしくなりました。おかけください。

議長から申し上げます。では、そうであったら、何で一言言わなかったのですか。あなたは、今一般質問の中で、理事者にだけ追及をしていますが、あなたに、では落ち度はなかったのですか。あなたが前回と同じです、前回の1回目の答弁で答えた、その後から質問しますと一言言っておれば、あなたの望む答弁が期待できたのではないですか。あなたは、それを言わなかった。そうでございますか。これは一般質問です。相手を尊重し、自分の落ち度を認めながら、議会の品格、秩序を

乱さないように発言を許可します。3番。

○3番(新谷泰造) 質問の方法を簡単にわかるように質問させていただきます。

第1の指定管理料の1億1,500万円の中に、前回の答弁の中に、体育スポーツ並びに健康増進とか、それからトレーニングジムの機器使用指導とかと、そういうものが入っていますので、これは自主事業の中の一部だということは理解できないのでしょうか。自主事業でない、1億1,500万円の中に自主事業が入っているという形で理解することはできないのでしょうか。それはだめでしょうか、この質問でも。

○議長(村中徹也) 教育長。

○教育長(牧野正藏) 大分詳細にわたる数字が出ましたので、頭が中がそれで混乱しているところでございますが、そういうことで、もう少し時間といたしましょうか、今のところご理解いただくような回答はできないというようなことで勘弁いただきたいと、このように思っております。

○議長(村中徹也) 終わりですか。3番。

○3番(新谷泰造) そうすると、市長の前の答弁に対する内容も、その内容を具体的にしないと答弁できないということなのですか。今までの質問について質問する場合にも、個々具体的にそこまで、一応その辺をちょっと今お聞きしたいのですが。

○議長(村中徹也) 新谷泰造議員、申し上げます。

私の注意したことがわかっておりませんね。それを一言言えばよかったですでしょう、あなた。議場が騒がしくなりました。品格、秩序、保てません。いま一度注意します。これ以上議長の注意に従わない場合は、議長職権により発言の禁止、議場からの退去及び懲罰対象となりますので、十分ご留意ください。

ヒアリングは自己責任でやりなさいと言いました。その中であなたの責任で一般質問をやりなさい

い。

発言を許可します。3番。

○3番(新谷泰造) これで一般質問を終わります。

○議長(村中徹也) これで、新谷泰造議員の質問を終わります。

#### 散会の宣告

○議長(村中徹也) 以上で本日の日程は全部終わりました。

なお、明9月12日及び13日は休日のため休会とし、9月14日は岡崎健吾議員、野呂泰喜議員、澤藤一雄議員、鎌田ちよ子議員の一般質問を行います。

本日はこれで散会いたします。

午前11時43分 散会